

# 公共工事における中間前払金制度の導入について

依然として厳しい経営環境にある、市内中事業者の資金調達の円滑化を図り、また、下請業者等への適切な支払いのため、平成29年6月1日以降に南あわじ市が発注する公共工事から中間前払金制度を改正いたします。

## ■制度概要

中間前払金とは既に前払金を受けた後に、工事が半分以上経過した時点で前払金を請負金額の10分の2までの金額を追加して支払う制度です。

## ■対象工事

建設工事

## ■対象となる工事

契約金額が200万円以上かつ工期90日以上工事  
(入札通知書等で中間前払金が有の場合、適用)

## ■中間前金払の割合

契約金額の20%以内  
(但し、中間前金払をした後の前払金の合計額は請負金額の60%以内)

## ■認定の条件

以下の内容を全て満たしている場合

1. 前払金を受けていること。
2. 工期の2分の1を経過していること。
3. 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
4. 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

## ■申請の方法

1. 中間前金払認定請求書及び工事履行報告書等の申請書類を担当課に提出する。
2. 支払要件を満たしていることを確認後、中間前金払認定調書を交付する。
3. 中間前金払認定調書を添えて、保証会社に保証の申込をする。
4. 保証証書及びその写しを添えて、中間前金払請求書を担当課に提出する。
5. 請求を受けた日から14日以内に支払う。

## ■注意事項

1. 契約締結時に、中間前金払を選択した場合、部分払の請求はできません。  
(債務負担行為又は継続費に係る工事や年度を繰り越す工事などの場合は、上記には該当しません。)
2. 契約締結時に、部分払を選択した場合には中間前金払の請求はできません。
3. 契約締結後の変更はできません。

中間前払金保証の流れ

